

令和3年8月27日

桐蔭中学校保護者 様

和歌山県桐蔭中学校

### 1人1台学習用コンピュータの取扱いについて

Society5.0の到達を見据え、これからの時代を切り拓く子供たちに求められる「情報活用能力」等を育成するため、「GIGAスクール構想」の実現に向け、その基盤となるICT教育環境の整備により、県立学校に在籍する児童生徒に対して、コンピュータを貸与することとなりました。

つきましては、下記の内容について、御確認いただき、コンピュータの丁寧かつ適切な利用をお願いします。

### 記

- 貸与の対象について  
県立学校に在籍する児童生徒  
※コンピュータは、無償貸与であり、転校や卒業等の際には速やかに学校に返却してください。
- 貸与品について  
【貸与品】

校 種	中学校
端 末	Chromebook
付属品	電源ケーブル

  
※管理番号等を記載したシールをコンピュータに貼り付けていますので、はがさないようにしてください。
- コンピュータ利用規程の確認及び承諾書の提出について  
・「1人1台学習用コンピュータ 利用規程」について御確認いただき、「1人1台学習用コンピュータ利用に関する承諾書」に署名の上、学校へ提出をお願いします。
- 今後の活用について  
・デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において日常的に活用します。また、緊急事態による休校時や学校の判断により、家庭学習においても活用することを目的に、家庭への持ち帰りを許可する場合があります。  
・持ち帰った場合は、充電を各家庭でお願いします。  
・学校のネットワークだけでなく、家庭や一般のネットワークにも接続できるように設定しています。なお、有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。安全で安心なインターネット利用に向けて、各家庭におきましても御協力をお願いします。
- コンピュータ家庭活用のルールの確認及び貸与申請書の提出について  
・「1人1台学習用コンピュータ 家庭活用のルール」について御確認いただき、「1人1台学習用コンピュータ 家庭貸与申請書」に署名の上、学校へ提出をお願いします。
- トラブル等に関するお問い合わせについて  
・故障や破損・紛失・盗難により、正常に使用できなくなった場合は、速やかに学校に申し出てください。なお、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。  
また、故意または重大な過失による故障・破損等の場合は、弁償又は原状復旧をしていただく場合があります。